

『国吉籠城記』における朝倉軍の侵攻年次について

河村 昭一

はじめに

『国吉籠城記』^①（書名は多種あるが以下ではこの書名に統一し、略記する場合は『籠城記』とする）は、永禄六年（一五六三）から十一年まで毎年秋、朝倉氏が越前国敦賀郡から若狭国三方郡に侵入して来るのに対して、そのたびに佐柿の国吉城主粟屋越中守勝久のもとに集結した郡内村々の土豪たちがこれを撃退した戦いを詳細に叙述した戦記物である。

須田悦生氏によれば、少なくとも二〇本の写本があり、そのほとんどが近世の若狭で書写されたもので、現在も若狭の個人・機関に所蔵されているものは一三本（うち一本は敦賀市の個人旧蔵）にも及んでいるように、おそらく近世の若狭でもっとも広く読まれた戦記物であったと思われる。それは、地域住民が団結して強大な朝倉軍の執拗な侵攻をその都度跳ね返し守り抜いた、誇らしい記録とし

て、若狭の人々の心を引き付けて止まなかったからであろう。

須田氏の書誌学的研究によれば、『国吉籠城記』は、実際にこの合戦に参加した三方郡佐田の土豪田辺半太夫安次（宗徳入道）が「自身戰場ニ在テ見聞仕候趣」を「代々国主御尋ノ砌言上致」した際の「準備テキスト」で、その原資料として、田辺自身が見聞した事実を書き記した「田辺半太夫家之日記」があったと推定されている。そして、本書の成立は慶長九年（一六〇四）（＝援用が明らかな『甫庵信長記』の成立年）から諸本中最古の年紀にあたる『向若録』所引本の元和三年（一六一七）の間とされている。

実体験をもとに叙述したとされる軍記物だけに、信憑性は比較的高いとみなすのが通例ではあるが、書写の過程でさまざまな潤色を加えられていくのは軍記物の宿命であり、『国吉籠城記』とてその例外ではない。ただ、『籠城記』におけるそうした虚構と見られる挿話をいちいち検出するのが本稿の目的ではなく、もっと基本的な

事実関係、すなわち、朝倉軍の三方郡侵攻の年次が果たして史実かどうかまで反映しているのかを検証することである。

私は先に『若狭武田氏と家臣団』（戎光祥出版、二〇二一年。以下で拙著というのはすべて本書を指す）において、永祿年間の朝倉軍の三方郡侵攻は、可能性がゼロではない九年を除くといずれも史実ではなく、元龜二年（一五七〇）と同四年（天正元年）の侵攻をもとにした叙述ではないかとの推測をしておいたが（第一部第二章6）、本の性格上詳細な論証は割愛しているので、改めて本稿で論じておきたい。

なお、最近、松浦義則氏によって、『籠城記』やその他諸書が「勝久」とする粟屋越中守の実名は「勝長」であることが明らかにされた^③。この重要な発見をした松浦氏を含め諸先学の中に、朝倉軍の侵攻年次に疑念を向けた研究は、管見に入っていない^④。

一 永祿六年の侵攻

『籠城記』が伝える最初の朝倉軍侵攻は永祿六年（一五六三）九月二日で、同日未明、敦賀郡天筒山城主朝倉太郎左衛門と半田又八に率いられた一〇〇〇余騎が若狭に侵入したが、国境を超えた関山谷で田辺半太夫ら三〇〇〇人の防戦にあつて一旦退却したあと、翌三日、国吉城に押し寄せたものの、城兵が大石や古木を落としたり、鉄砲を撃ちかけるなどして朝倉軍を撃退したとする。

朝倉氏の若狭侵攻の動機について『籠城記』諸本の多くは、「朝

倉義景が若狭を攻め取ろうとして」という漠然とした説明しかしておらず、それさえもなく、いきなり「粟屋勝久の籠もる国吉城を攻めよう」と叙述し始める本も少なくない（河崎本・新庄氏具館本・田辺本・明和本など）。要するに、『籠城記』は朝倉氏が若狭に侵攻しようとした具体的動機を何も語っていないのである。

『籠城記』は「若狭の国侍ども、その郡その在々に城郭を構へ、それぞれ威を諍ふ。されども国司武田孫八郎殿の下知に随ふ躰にて居たりけり」（元祿本）、すなわち、若狭の土豪たちは独立性を保ちつつも武田氏の配下にあつた、としているので（当時の武田氏当主を孫八郎（元明）とするのは間違いで正確にはその父義統）、朝倉氏の国吉城攻めは、すなわち武田氏に対する攻撃ということになる。しかし、永祿期の朝倉氏と武田氏は、永祿四年、武田氏重臣逸見昌経の反乱に際して、武田氏の要請に応えた朝倉氏が敦賀郡司朝倉景紀率いる一万一〇〇〇もの援軍を送って鎮庄に成功しているように^⑤、固い同盟関係、というより、武田氏が朝倉氏に依存する関係にあつた。したがって、仮に朝倉氏の国吉城攻撃が史実ならば、それは逸見氏の乱と同様、武田氏の要請で、武田氏に従わない粟屋勝久（以下では史実に従い勝長とする）を討伐しようとする戦いであつたはずである。そうであれば、朝倉氏の若狭侵攻は粟屋勝長が反武田氏の立場にあつた時期の出来事でなければならず、永祿六年九月がその時期にあたるかどうかが問われることになる。

松浦氏は逸見氏の反乱に際して、永祿三年冬に丹波から蓬雲軒宗勝（松永長頼）と共に若狭に侵入した粟屋某こそ勝長のことで、宗

勝が大飯郡に入ったのに対して勝長は三方郡に侵入し、翌四年五月には同郡の土豪田辺又四郎に名田などを安堵しているように、これまでに郡内を支配する地位を得たと指摘するとともに、朝倉氏の援軍派遣で反乱が鎮圧されて勝長も一旦は敗退したものの、その後勢力を回復し、『籠城記』にあるように同六年九月に朝倉氏の攻撃を受けるに至ったとしている。

この松浦氏の所説によれば、粟屋勝長が朝倉氏の攻撃を受ける理由は矛盾なく説明できるが、拙著で述べたように、永禄四年五月に田辺又四郎に安堵状を発給している勝長が、前年丹波から三方郡に侵入してきた粟屋氏だとすれば、この年（永禄四年）五月二十八日に越前を出陣した朝倉軍が三方郡を通るときに必ずや勝長との間で合戦になるはずなのに、中央の記録はもとより、このときの若狭における朝倉軍の行動を詳細に記録する「当国御陳之次第」が三方郡での合戦について一切語っていないのは、当時の勝長は反武田氏の立場になかったことを示唆している。つまり、永禄三年に若狭に侵入した粟屋氏は勝長ではなく別の牢人と思われ、勝長はもつと以前から三方郡に入っていたと推測したい。

勝長は永禄八年冬の時点でもまだ反朝倉（＝反武田）の立場に立つてはいない。そのことは、永禄九年の可能性が高い年欠正月二十五日付で朝倉氏家臣安田忠治が若狭の奉公衆本郷信富に宛てた書状に「旧冬粟越（粟屋越中守勝長）」が本郷氏の知行分確保のために尽力していることが見えることからうかがえる（詳しくは拙著参照）。つまり、永禄六年九月はもとより、同八年冬（旧冬）まで、朝倉

氏が武田氏の要請で国吉城の粟屋勝長を攻める必然性は認められないのである。

ちなみに、永禄五年八月二十一日、朝倉義景は一乗谷を訪れた大覚寺義俊を迎えて安波賀河原で三〇人による曲水宴を催したり、『籠城記』が朝倉氏が若狭侵攻を初めて決断したとする翌六年八月下旬（一部の本は中旬）にあたる八月二十三日には、一乗谷の朝倉邸で、義景自身と義俊を含む一〇人（うち六人は前年の曲水宴出席者）による「秋十五番歌合」を催していて、とても国外出兵前夜の雰囲気とは思えない。

二 永禄七年の侵攻

『籠城記』が伝える二度目の朝倉軍侵攻は永禄七年九月上旬（松金本のみ六月中旬）であるが、この時期に朝倉軍が若狭に侵攻することがあり得ないことは、次の「当国御陳之次第」（注5）の記事が明確に語っている。

A一、永禄七年甲子九月朔日、景鏡・景隆両大将ニテ、加州へ御出陣、
同日、景光孫九郎御自害、十二日、義景被出御馬、（中略）
廿五日、義景御馬納、

朝倉景光はときの敦賀郡司であり、大将の地位を争って九月二日に加賀の陣中で自害している彼が、同月上旬に敦賀兵を率いて若狭

に出陣できるはずもないし、なにより、当時の粟屋勝長は武田氏と対立していないのであるから、武田氏と同盟関係にある朝倉氏から攻められる理由はない。

以上で、永禄七年九月の朝倉兵による若狭侵攻があり得ないことは明らかであろう。

三 永禄八年の侵攻

朝倉軍の第三次侵攻は永禄八年八月下旬(松金本は九月八日)で、耳荘一帯で放火・略奪などをくり返したのに対して、九月二十七日(松金本は十二月二十七日)、粟屋勝長の指示で、朝倉方の中山の付城に夜討ちを敢行して敵を退散させたとする。

この年の九月も、一節で指摘したように、粟屋勝長は朝倉氏と敵対関係になかったと思われるので、国吉城が朝倉氏から攻められるはずがなく、『籠城記』の創作とみなさざるを得ない。

四 永禄九年の侵攻

『籠城記』は永禄九年八月下旬(松金本は七月二十日とし、元禄本・武長甲本は翌十年のこととして叙述)、朝倉軍が佐田村に押し寄せ、駈倉山に付城を築いて周辺で狼藉を働き、社寺を破壊し鐘を弾丸に改鑄するなどしたが、国吉城に攻め寄せたとき、城兵の火矢などによる抵抗があつて敗れ、佐田村に退却したとする。

永禄九年八月の若狭は大きな混乱に見舞われていた。武田義統に反発する家臣らが義統の子、五歳の孫犬丸(のちの孫八郎元明)を奉じて挙兵したのである(詳しくは拙著参照)。八月十五日に義統が本郷信富に対して、小浜の状況によつては武藤友益と相談して大飯郡方面で尽力してほしいと要請している¹⁴、同月二十二日に、白井勝胤に在所での山の陣取りを命じているので、この頃には軍事的緊張が高まっていたことがうかがえる。

そのさなかの八月二十九日、足利義秋が近江矢島から武田義統を頼つて若狭にやってくる¹⁶。義統派と反義統派の衝突が起きたのは、義秋がまだ若狭に滞在中の閏八月二十四日のことで、武田信方率いる義統派が反乱軍を鎮圧した¹⁷。こうした混乱状況を見た義秋は、九月八日に朝倉氏を頼つて越前敦賀に移り、翌年十一月までの一年余り同地に留まった¹⁹。

ところで、反義統の兵を挙げた反乱軍に熊谷氏と入江氏がいたことだけ判明しているが、両氏とも三方郡に本拠を置く国人であること²¹から、佐柿国吉城の粟屋勝長も彼らに同調、というより、その勢威から見てむしろ主導的な役割を演じたのではないかと推測される。その確証はないが、ただ一点、勝長が反義統派に転じたことをうかがわせる史料がある。それは(永禄十年)二月二十四日付で足利義秋が敦賀から越後の上杉輝虎に送った七か条の御内書で、その第四条に「若州江行之事」とのみ見える。戦国期の「行」²²は多くの場合軍事行動を意味するので、義秋は当時若狭への出兵を考えていたのではないかと思われる。敦賀逗留中の義秋の若狭出兵となると、

現実には敦賀の朝倉軍による三方郡侵攻ということになり、当然その攻撃対象は国吉城の粟屋勝長となろう。つまり、この時点で勝長は反義秋の立場にあったことになり、それはすなわち、反武田義統ということの意味する。そして、それは前年八月頃に始まった反義統派の形成時にまで遡るとの想定は許されよう。

以上のことがすべて認められるならば、『籠城記』にいう永禄九年八月下旬の朝倉軍の若狭侵攻も可能性が出てくる。まさに義統派と反義統派の衝突直前というタイミングで、反義統（＝反義秋、反朝倉）派、すなわち親三好政権派に転じた勝長を、朝倉氏が攻撃しようとするのは自然に理解できるからである。但し、何一つ確証はないし、元禄本・武長甲本は他本が永禄九年とする侵攻を十年のこととして描いているように、永禄九年侵攻説も盤石ではない。

五 永禄十年の侵攻

『籠城記』諸本の多くは、十年の侵攻について、次のような、きわめて簡単な記述で済ませている。

B一、永禄十年丁卯八月下旬ニ、大勢馳来駈倉山ニ籠居、田畠ヲ刈、散々ニ荒廻リケル。其時国吉へハ不_レ寄ケル（河崎本）

一方、先にふれたように、元禄本と武長甲本は、他の本の永禄九年の記事内容を、そのまま同十年のこととして叙述する。また、明

和本と松金本は永禄十年の記事そのものがない。これらのことから、朝倉軍の侵攻は明和本・松金本のいう永禄九年か、元禄本・武長甲本のいう同十年のどちらかしかなかったというのが真相で、二年連続とする諸本は無理が生じて、十年は国吉城まで押し寄せることがなかったことにして、極端に簡略化してしまったのではないか、という想像さえしたくなる。

いずれにせよ、永禄十年八月の朝倉軍侵攻は、若狭の政治情勢に照らして考えられない。松浦氏が明らかにしたように、粟屋勝長は同年七月までに（おそらく同年四月の武田義統の死没後²³）、山県氏ら武田譜代重臣との対立を解消し、武田孫犬丸（以下では元明とする）の命を奉じる、山県秀政との連署奉書を発給している。つまり、勝長は親朝倉の武田氏と同じ立場になったのであるから、その年の八月に朝倉氏から攻められる理由はないのである。

六 永禄十一年の侵攻

朝倉氏の最後の若狭侵攻は永禄十一年八月中旬とされ（松金本は三月五日、元禄本は四月初めとする）、このときは国吉城は通過し、大倉見城の熊谷大膳（直之）を攻めたが攻めきれず、小浜に進んで武田元明をだまして越前に連れ帰ったとする。

朝倉氏による武田元明の越前連行自体は確証が得られる史実であるし、その時期も『籠城記』のいう永禄十一年八月であった可能性が高い²⁶。但し、この度の若狭侵入は国吉城攻撃が目的ではなく（攻

撃する理由もない)、小浜から武田元明を越前に連れてくるためである。朝倉氏が七歳の武田家次期当主元明を越前に連行した目的は、若狭国人らが元明を推戴して反朝倉的行動に出ることを防ぐとともに、元明を一乗谷で養育し、将来朝倉氏のコントロールが及ぶ国主にして若狭に戻すことで、同国を事実上の朝倉領国にせんとするものだったのではあるまいか。

朝倉氏がこの時期にこの行動に出たのには、相応の必然性があつたと思われる。すなわち、織田信長の誘いで一乗谷を去つた足利義昭が岐阜に着いたのが七月二十五日、信長が義昭を奉じて上洛する途次、近江佐和山から朝倉氏に使者を遣わして供奉を求めたのが八月七日であり、義景はこれを拒絶している。義景にしてみれば、一乗谷で元服までさせた義昭に見放された上、その義昭を抱える信長から供奉を求められる屈辱感は容易に想像される⁽²⁷⁾。そうした義景の心境が、この際、武田家の御曹司を完全に手中にすること⁽²⁸⁾で若狭併呑の足がかりを築こうと決意させるに至つたのではあるまいか。

以上、『籠城記』のいう永祿六年から同十一年までの六次に及ぶ朝倉氏の若狭侵攻を検討してきたが、同時代史料で裏付けられるのは、十一年の武田元明越前連行のみで、他はまったく確証を欠いている。それどころか、七年、八年、十年に至っては朝倉氏の侵攻は、朝倉氏、武田氏、若狭などを巡る政治情勢に照らしてあり得ない。唯一可能性があるのは九年であるが、これとてもあくまで可能性にすぎない。仮にこの九年の侵攻が事実としても、強く疑問が持たれるのは、

『籠城記』の作者とされる田辺半太夫の後裔の田辺半太夫家には、粟屋勝長安堵状(注6)を含む中世文書を一通も伝えながら、たとえば粟屋勝長の感状といった永祿期の朝倉軍との戦闘に関する文書が一通も見当たらない点である⁽²⁹⁾。また、田辺半太夫と共に『籠城記』にしばしば登場する佐野村の野崎備前守の子孫、野崎宇左衛門家も五通の中世文書を伝えるが、永祿期のものはまったくない⁽³⁰⁾。これらをふまえれば、『籠城記』にいう朝倉氏の侵攻はまったくの虚構ではないかとの疑念さえ抱かれるのであるが、それはあり得ない。田辺家や野崎家に関係文書が伝わらない事情は別途考える必要があるが、朝倉軍の三方郡侵攻は間違いなくあったからこそ、たとえ多くの潤色を重ねていったにせよ、この「作品」が生まれたと考えなければならぬ。それでは、史実としての朝倉軍の三方郡侵攻はいつなのかが、次に問われなければならない。

七 史実としての朝倉軍の三方郡侵攻

朝倉氏は元亀二年九月から十一月にかけて若狭三方郡に出兵している。そのことを示すのが次の五点の文書である。

C⁽³¹⁾

御屋形様若州表可被成御進発由候、此方之儀、

貴所在谷其外使者付置雖申入候、其段被打捨、如此之儀近比無其曲次第候、然者被残申御人数、早速当表御出勢被仰付候様二可有御申候、信長不相働候とて、可有御延引段、去迎者歎敷子細候、将又魚備就此表儀、御屋形様不可有御借由候、万事致言

上候ハて不可叶候、御無人にて成共御出陣候様ニ内々可被仰届候、委曲伊吹平左近申含趣、能々被聞届可被相達候、恐々謹言、

八月十二日 (浅井) 長政 (花押)

D去十九日若州於早瀬村御合戦候処、分捕之趣従景通注進候、無比類高名御忠節無是非候、満足大慶此事候、追而可申候也、謹言、

九月廿二日 服部入道 (花押影)

野村七兵衛尉とのへ

E今度若州表へ為使令着陣、於早瀬城分捕神妙候、弥可抽忠切事

肝用候、猶藏地助左衛門可申候、恐々謹言、

十一月廿九日 (鳥居) 景初 (花押影)

野村七兵衛尉とのへ

F ³⁴ (包紙ウハ書略)

就若州表帰陣儀、芳札巻数并兩宝童子尊像・同啓白給之候、

祝着之至候、委細小林備中守可申候、恐々謹言、
(土屋)

十一月廿三日 義景 (花押)

永安寺

G ³⁵ (包紙ウハ書略)

就帰陣之儀、義景江御状之通申聞候、祝着之旨以直札被申候、随而拙者へ御巻数并青銅廿疋拜受、恐悦之至候、自是同卅疋令

進献候、表御音信迄候、猶期来信令省略候、恐惶謹言、

十一月廿三日 (小村) 吉長 (花押)

永安寺

尊報

『福井県史』資料編2は右の文書をすべて元亀元年と推定しているが、この年朝倉氏は九月二十日に浅井氏と共に南近江に出兵し、十二月に和議を結ぶまで信長勢と対峙していたので、C-Gのいずれも元亀元年にはふさわしくない。今、年次の特定を後に回し、先にC-Gの語るところを見ておこう。

Cは浅井長政がおそらく朝倉氏重臣に宛てた書状で、朝倉義景が若狭に出兵するらしいと聞いた長政が、信長の襲来に備えてかねてから支援を頼んでおいたのに、それを「打ち捨て」られたのは「近比無其曲次第候」と恨み節を吐きつつ、兵をいくらか残して近江に援軍として派遣してほしい、と懇願している。長政の聞いた情報は現実となり、朝倉軍は九月には三方郡に侵攻し、同月十九日の早瀬村合戦で朝倉方の野村七兵衛尉が戦功を挙げたことを示すのがD-Eである。そして、朝倉軍が帰陣したのは十一月下旬だったことがF・Gから知られる。つまり、朝倉軍は九月(もしくは八月下旬)から三か月近く在陣していたことになり、相当苦戦していたことが推測される。

それでは、九月から十一月下旬まで朝倉氏が若狭三方郡に在陣していた年次はいつがふさわしいだろうか。元亀元年でなければ、同

四年（天正元年）は八月に朝倉氏が滅びるので、選択肢は同二年と三年しかない。元龜三年とすると、朝倉氏が浅井氏支援に送った一万の先鋒隊が七月十八日に小谷城に着陣している⁽³⁷⁾ので、Cと矛盾するし、朝倉軍の近江から越前への撤兵が十二月三日という⁽³⁸⁾のも、F・Gと矛盾する。したがって、消去法によりC・Gの年代は元龜二年となる。

信長は元龜二年八月十八日、久しぶりに近江に出陣している⁽³⁹⁾ので、Cは信長襲来を前にした浅井氏の緊張感、切迫感を伝えているといえる。しかし、信長は同二十六日に小谷城周辺を放火しただけで本格的な攻撃はせず、戦闘には至っていない⁽⁴⁰⁾。そして八月二十八日には信長は佐和山城に移り、兵を湖東の一向宗の拠点志村城（東近江市）、小川城（同市）に向けていて、結局朝倉氏の援軍は不要になった。朝倉氏が当初浅井氏の要請に正面から応えず、若狭に出兵しようとした意図は図りかねるが、八月末には近江出兵の必要がなくなったので、当初の予定通り、若狭に侵攻したのであろう（いずれにしても敦賀までは出陣していたであろう）。

朝倉氏が三方郡に侵攻したのは、佐柿国吉城の栗屋勝長が反朝倉の立場にあったからに他ならない。元龜元年十月に若狭国大飯郡石山城の武藤友益が再び信長に反旗を翻して以降、若狭は朝倉氏の影響力が強まったが、本郷氏や入江・中村・栗屋小次郎らは信長方の立場を堅持していた⁽⁴²⁾。また、勝長は翌元龜二年十月時点でも信長方であった⁽⁴³⁾ので、同年九月から三方郡に朝倉軍が侵攻する必然性はあったことになる。三か月近くにも及ぶ朝倉戦は、相当の激戦が

想像され、まさに『籠城記』の描く状況が現実に起きていた可能性は十分考えられる。

朝倉軍の若狭侵攻は元龜二年九月～十一月の他に、同四年（天正元年）四月～五月にもあった可能性がある。すなわち『越州軍記』に次のように見える。

日爰ニ、元龜四年三月上旬ニ、信長殿京都へ上洛ノ由聞へケレバ、
「定テ帰洛ノ砌リ、若州ヨリ敦賀郡へ相向ヒ玉フ事モヤアラン」
トテ、江州西地田子左近兵衛尉方ヨリ注進ノ間、同三月十一日
ニ、義景敦賀へ出陣在之。同四月中旬ニ、山崎長門守吉家・魚
住備後守景固已下三千余騎指向、若州へ打莅テ、栗屋ガ城ノ近
辺ノ麦ヲ薙セ、苗代ヲカヘサセ、近里ヲ放火シテ、沙木^{サガキ}ノ城ノ
北ニアル中山ト云処ニ城ヲ構テ、越前勢番手ニテ拘ヘサセ、義
景ハ同五月十日ニ一乗ノ谷へ帰陣候ナリ。

これによれば、朝倉義景は「江州西地」（近江高島郡）の田子（多胡）左近（『越州軍記』の後続部分に左近兵衛尉氏久とあり）から、信長が元龜四年三月上旬に上洛するらしいが、岐阜への帰国（文中の「帰洛」は誤りであろう）の際、若狭から敦賀に向かうかも知れないとの情報を得たので、三月十一日に敦賀に出陣して、四月中旬から山崎吉家・魚住景固率いる三〇〇〇余騎を若狭に送り、栗屋勝長の沙木（佐柿）の城周辺で麦薙や苗代掘り起こし、放火などを行い、城の北の中山に付城を構えて番衆を配置し、義景は五月十日に

一乗谷に帰陣した、という。

右の記事のうち、朝倉軍の若狭侵攻を直接裏付ける一次史料はないが、その周辺の傍証史料は存在する。まず多胡氏と朝倉氏との連絡は次の文書から裏付けられる。

Ⅰ⁴⁴至其表信長相働之由、切々注進、得其意候、仍而十乗坊江以早船加勢之旨、先以可然候、重而急度合力尤候、佐左馬用客同前候、其方城之儀者此方人数申付、差越候之間、堅固可申談事肝用候、委細鳥居兵庫助・高橋新介可申候、恐々謹言、

三月十八日

義景（花押）

多胡宗右衛門尉殿

Ⅱ⁴⁵就信長上洛、公儀御難儀条、可致參陣之旨、雖被 仰下候、江北表普請依申付延引候、仍和邇・打下其外拘切取敵城之間、軍勢并人足等往還不輒之条、彼要害共令一味、如先年此方人数入置候様、急度於才覚者、对 公私可為忠節候、委細申含西楽坊差越候、猶鳥居兵庫助・高橋新介可申候、恐々謹言、

卯月七日

義景（花押）

多胡宗右衛門尉殿

右の二通とも、内容的にHと無理なく関連させられるので、年紀は『福井県史』資料編2の傍注通り元龜四年とみてよい。まずⅠの冒頭部分から、朝倉氏が多胡氏から信長の動きに関する情報を度々

得ていたことが知られる。ただ、このⅠ・ⅡとHの記述には若干の齟齬が感じられる。すなわち、Hが、多胡から朝倉氏に「信長が京都から岐阜に帰るのに若狭・敦賀を経由するかもしれない」と知らされたとしているのは、朝倉氏の若狭出兵の背景を説明するための布石であろうが、信長の帰国ルートとして不自然であるし、そもそも多胡が朝倉氏に注進していたのは、Ⅰによれば「其表」、すなわち多胡のいる西近江への信長方の攻撃情報であって、信長の京都からの帰国ルートに関するものではない。Ⅰの後半に「其方城之儀者此方人数申付、差越候」とあることからすれば、むしろ多胡側が信長方からの攻撃に備えて朝倉氏に援軍の要請をしていたというのが真相であろう。

朝倉氏が敦賀まで出陣したという点は、この年四月に、敦賀郡内の西福寺や善妙寺が義景から禁制を入手していること⁴⁶、ある程度裏付けられよう。ただ、朝倉氏が出陣したのは、多胡からの要請ならずとも、信長との対決を決定的にした足利義昭から、すでに二月下旬に近江志賀方面への出陣が命じられていたからである⁴⁷。しかし、Ⅱによれば、義景は四月上旬になっても南近江への出張がでざずにいて、その理由（口実）として「江北表普請」（浅井氏支援のための城、もしくは浅井氏の属城の普請カ）や、和邇（大津市）・打下（高島市）が敵方に抑えられていて兵を動かさないことなどを挙げていた。したがって、朝倉軍本体は、敦賀郡から動いておらず、三月から四月上旬にかけて、せいぜい浅井氏のための城普請をしていたにすぎないようである。

そうした中で、Hの『越州軍記』のいうように、四月中旬に朝倉氏が果たして若狭に兵を向けたかどうかであるが、これを裏付ける一次史料は残念ながら見あたらない。ただ、このあと八月から始まる信長と浅井・朝倉連合軍との最終決戦において、刀根坂合戦で信長の勝利が決定的となった八月十三日に落城した朝倉方の城一〇か所を『信長公記』（巻六）が列挙する中に「若州粟屋越中所へさし向ひ候付城」が見える。このことから、朝倉氏は江北に展開する本隊とは別の部隊を若狭佐柿に派遣して、粟屋勝長の動きを封じようとしていたのではないかと推測される。したがって、四月については確証が得られないが、少なくとも八月に、本隊ではないにせよ朝倉軍が三方郡に侵攻したのは事実とみてよいのではあるまいか。

仮に朝倉氏が江北における信長軍との決戦を前にして、兵の一部を割いて三方郡に送り込んだとすれば、それは、朝倉氏が粟屋勝長をいかに脅威に感じていたかを示しており、『越州軍記』（H）のいうように、この年四月にも三方郡に侵入して国吉城を攻撃、もしくは勝長の動きを封じるために付城を構築していたとしても不自然ではない。もしそうであれば、元亀四年（天正元年）には、四月と八月の二回侵攻があったことになる。なお、朝倉氏の勝長の戦力に対する評価は、二年前の元亀二年九月～十一月の対戦で苦戦を強いられた経緯から生まれたのかもしれない。

ところで、『信長公記』にいう「若州粟屋越中所へさし向ひ候付城」はHの「中山ト云処ニ」構えた付城のことであろうが、『籠城記』諸本も、永禄七・八年の侵攻時に朝倉軍が構築した付城として「芳

春寺上、中ノ山」（松金本）、「宝春寺の上、中山」（文政本）、「宝春寺山」（多数）などと伝えていて、この中山の付城に関しては、『籠城記』は史実を正しく反映しているといえる。

以上、元亀四年は、四月の侵攻の確証はないものの、八月には確かに国吉城に対する朝倉方の付城があったことから、この年の朝倉軍の三方郡侵攻は史実と認めてよからう。

むすび

『国吉籠城記』が伝える永禄六年から同十一年までの六次にわたる朝倉軍の三方郡侵攻について逐次検証した結果、史実の確度が高い永禄十一年とわずかに可能性がある九年を除けばほとんど史実としては認め難く、特に永禄七年と十年はあり得ない。しかし、この『籠城記』がまったくの白紙から創作されたものではなく、一定の史実が基礎にあったはずで、それが元亀二年と同四年の侵攻だったのであるまいか。また、永禄九年についても、『籠城記』が永禄年間にこだわっているように思われるので、この年にもあったのかもしれない。

本稿で述べたことが認められるとしても、また、各所にちりばめられている明らかな虚構を取り上げて『国吉籠城記』を偽書として貶めるのは正しい態度ではない。本書は三方郡の土豪たちが粟屋勝長の国吉城に集結して、度重なる朝倉軍の侵攻によく耐え、守り抜いたという、輝かしい地域の歴史を後世に伝えようとして生まれた

ものであって、須田氏が指摘するように、「庶民の手になる、美浜地域最初の『文学作品』たる名譽を担っている」のである。そのことを認めた上で、この『籠城記』のみを根拠に、朝倉軍の三方郡侵攻の年次を語るのは危険であることを主張しなかったのである。

注

- (1) 『国吉籠城記』については、a 須田悦生校訂『若州三瀨郡国吉籠城記』（福井県美浜町文化財保護委員会・同町教育委員会、一九七〇年）、『わかさ美浜町誌』第八卷（二〇〇四年）b 第一章第二節『国吉籠城記』の世界」、c 第三節『小浜市立図書館蔵元禄五年本』若州三瀨郡佐柿国吉城合戦記』全注釈」、d 第四節『資料編『国吉籠城記』主要諸本翻刻・解題』参照（b・cは須田氏、dは加藤美千代氏執筆）。同書の一部を引用する場合はc・dに拠った。なお、国吉城という名称は同時代史料にはなく、当時は佐柿城と呼ばれていたのではないかと推測されるが、本稿では便宜的に通称の国吉城を使用する。ちなみに、近世の史料ながら『丹羽歴代年譜附録』の「粟屋越中守勝久ノ伝」（『大日本史料』十一編之十九（以下「史料」）一一一九のように略記）、二二二頁では「若州佐柿城主」とし、後掲史料Hでも「沙木ノ城^{サガキ}」する。
- (2) 前注b。以下、須田氏の所説はすべてこれによる。
- (3) 松浦義則「戦国末期若狭支配の動向」（『福井県文書館研究紀要』一七、二〇二〇年）。松浦氏によれば、『籠城記』諸本の中で粟屋越中守の実名を勝長とするのは、松金本と『福井県三方郡耳村誌』所収本の二本のみという。以下松浦氏の所説はすべてこの論考による。
- (4) 大野康弘氏は、『籠城記』に含まれるフィクション性を抽出しつつも、永

河村 『国吉籠城記』における朝倉軍の侵攻年次について

- 禄六年以降六次にわたる朝倉軍の侵攻そのものはまったく問題としていない（『粟屋越中守勝久と国吉籠城戦』『若越郷土研究』五四―一、二〇〇九年）。
- (5) 「当国御陳之次第」（『福井市史』資料編2）、『嚴助大僧正記』永禄四年六月条。
- (6) 永禄四年五月八日粟屋勝長安堵状（『福井県史』資料編8（以下では『県史』8のように略記）田辺半太夫家文書八号）。
- (7) 拙著では、ともすれば武田氏に反抗的な態度の見える三方郡、特に譜代家臣のいない東部（山西郷・山東郷）の統治を強化するため、武田義統が永禄元年頃勝長を佐柿に送り込んだと推定した。
- (8) 『県史』2、本郷文書一七四号（以下同文書は文書番号のみ示す）。松浦氏はこの文書について、朝倉氏が若狭を支配していた時期、すなわち元龜元年十月から同三年二月までのもの（つまり元龜二年か三年）とみなしているが、私は拙著において永禄九年と推定した（第1部第二章6）。
- (9) 「永禄五年一乗谷曲水宴詩歌」（『統群書類従』一五下、和歌部）。
- (10) 「秋十五番歌合」（『群書類従』一三、和歌部）。
- (11) 松原信之『越前朝倉氏の研究』（三秀舎、二〇〇八年）二七八頁。
- (12) 浅羽本「日下部（朝倉）系図」（『統群書類従』七下、系図部）の景境の項に「加州出勢時、大将相論恨、自害」とある。
- (13) 『籠城記』は朝倉軍の大将を一貫して天筒山城主（敦賀郡司）朝倉太郎左衛門とするが、太郎左衛門は弘治元年（二五五五）に没している教景（宗滴）のことで、『籠城記』の描く時期の正しい敦賀郡司は、永禄七年までが朝倉孫九郎景境（父の九郎左衛門景紀が後見）、景境自害以降が朝倉中務大輔景恒（景境の弟）である（注11松原氏前掲書、二七七―二七八頁）。
- (14) 年次八月十五日本郷信富宛武田義統書状（本郷文書一七〇号）。『県史』2はこの文書の年紀比定を避けているが、後注(15) (17)の文書などと総

合すれば、永禄九年がもっともふさわしい。

- (15) 年欠八月二十二日白井勝胤宛武田義統感状(『県史』2、白井家文書四六号、以下同文書は文書番号のみ示す)。この文書も『県史』2は年紀を推定していないが、注(17)文書と前注文書を総合して永禄九年とみなした。
- (16) 『多聞院日記』永禄九年閏八月三日条に「去廿九日夜、上意様ハ矢嶋ヲ御退座、若州御動座了、(中略)若狭も武田殿父子及取合乱逆と云々」とある。
- (17) 武田信方が本郷信富・同方秀に送った(永禄九年)閏八月二十五日付書状(本郷文書一六六号)に、「昨日此表之儀、敵悉退散」とある。
- (18) (永禄九年)九月十三日足利義秋御内書(『上杉家文書』一一三〇号)に「去八日至越州敦賀退座候」とある。
- (19) 義秋が敦賀から一乗谷に移った期日について、史籍集覧本『朝倉始末記』は十月二十一日、『越州軍記』(日本思想大系『蓮如 一向一揆』、以下『越州軍記』)はすべて同書に拠る)は十一月二十一日とする。
- (20) 永禄九年十一月、武田義統が「今度の勲功」の賞として三方郡岩屋村を白井勝胤に宛行つた際、「万一於向後入江雖企愁訴、謀叛人令同意之上者、一切不可能許容」と言っている(『白井家文書四四号』)、入江氏が反乱軍に加わっていることは明らかである。また、同年九月に熊谷統直が義統方に捧げた起請文(『県史』9、大成寺文書八号)の第二条に、「義統様就今度之儀、御意ニ背申候族・縁者・親類・同名之者申□間敷之事」とあるので、統直を除く熊谷氏が反義統派だったことがわかる。
- (21) 熊谷氏の拠城は当初は三方城(若狭町三方)で、戦国末期に大倉見城(同町井崎)を築いたとされている(大森宏『戦国の若狭』私家版、一九九六年、二五五～二五八頁、拙著第二部第二章6など参照)。また入江氏については、『若狭郡県志』によると、田井村(若狭町田井)に入江左京の屋敷があったと伝える。

(22) 『上杉家文書』一一三二一号。

- (23) 武田義統の死没日については永禄十年四月八日説(『系図纂要』所収「武田系図」など)と同年十一月九日説(仏国寺本「武田家系図」など)があるが、米原正義氏は十一月九日説を採り(『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、一九七六年、四七三～四七四頁)、木下聡氏もこれを支持している(『総論 若狭武田氏の研究史とその系譜・動向』(同氏編著『若狭武田氏』戎光祥出版、二〇一六年)。しかし、米原氏が四月八日説を退けるのに「釈迦誕生の日と伝えられていて問題があり十一月九日の可能性を増す」という以上の根拠を提示しているわけではなく、十一月説を裏付ける積極的な論拠も挙げていない。拙著で指摘したように、永禄十年七月二十七日付粟屋勝長・豊持・山県秀政連署奉書(白井家文書四九号)に「御曹司様」とあるのは、義統は既に死没していて、あとに残された六歳の孫犬丸が勝長らによって推戴されていることを示唆していると思われることなどから、四月八日説を採る。

(24) 白井家文書四八・四九号。

- (25) (元亀元年九)六月十五日朝倉義景宛武田信玄書状(『県史』2、愛知県朝倉文書一号)に「既孫犬丸名代断絶眼前候之処、貴国被相招、種々被加御愜意之由」とある。

- (26) 松金本のいう三月五日は、同月八日に足利義秋が朝倉義景の母広徳院邸を訪れ、同月下旬には南陽寺に渡御して糸桜を見ているので(『越州軍記』)、朝倉氏側から見ても若狭出兵は考えにくいし、四月二十一日に義秋の元服が一乗谷で行われているので(同書)、元禄本のいう四月もあり得ず、結局八月とみてよい。

(27) 『足利季世記』巻七。

- (28) 朝倉義景が永禄十一年七月から九月の間に公家様の花押に変えているのは

〔福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料1〕朝倉氏五代の発給文書 一六六・一七二号)、彼のそうした心境を反映しているのかもしれない。

(29) 『県史』8、野崎宇左エ門家文書一〇五号。なお、同文書一号は大永五年(一五二五)正月二十四日長重奉知行分安堵状であるが、干支が誤っている上(乙酉とすべきところを甲申とする)、文言、形式の面でも不審な点があり、『県史』8も「本文書ハ研究ノ要アリ」とする。仮にこれが偽文書だとすれば、田辺家にとっても輝かしい歴史を証明する粟屋勝長の感状を偽作しても不思議ではないと思われるにもかかわらず、永祿期の文書がまったくないのは、同家にはもともと勝長感状に類した文書は存在しなかったのかもしれない。ともあれ、次注の野崎家も含め、三方郡に永祿期の対朝倉戦を伝える一次史料が皆無というのは、謎という他ない。

(30) 『県史』8、野崎宇左エ門家文書一〇五号。

(31) 『県史』2、京都大学文学部博物館古文書室所蔵古文書纂八号。

(32) 同書、金沢市立図書館所蔵野村文書三号。

(33) 同文書四号。

(34) 『県史』2、尊経閣文庫所蔵文書七七号。

(35) 同文書七八号。

(36) 『史料』一〇一四、元亀元年九月二十日条、及び『史料』一〇一五、同年十二月十四日条。

(37) (元亀三年)七月十九日横生千介書状(『史料』一〇一九、三〇三頁、山中文書)に「越前衆先勢八万計も大谷(小谷)へ昨日着陣之由候」とある。

(38) 『年代記抄節』元亀三年十二月三日条(『史料』一〇一〇、三六九頁)に「朝倉越前へ引」とあり、『越州軍記』にも「義景大ヅクノ城・丁野ノ城ニ番衆勢ヲ置き、同十二月三日ニ帰陣ナサレケルトナリ」とある。

(39) 『信長公記』巻四。

(40) 同右。

(41) 同右。

(42) 信長が本郷信富に宛てた(元亀元年)十一月二十四日付書状(本郷文書一七二)によると、当時の若狭は「無是非題目」、すなわち大半の国人が朝倉方となつてしまつたが、「入江・中村・粟屋小次郎無別条」との報告を本郷から聞いており、これらの諸氏が信長方に留まれていることが知られる。

(43) 元亀二年十月、朝倉義景は神宮寺に対して、それまで神宮寺が「所々江相立」でいた「諸成物」の目録の裏を封じ、新寄進として安堵しているが(『県史』9、神宮寺文書五八)、この「所々」として挙げられているのは粟屋越中(勝長)を始め、内藤筑前守とその家中、熊谷氏の家中からで、いずれも信長方だったために朝倉氏から神宮寺からの取分を闕所とされたと見ることができるので、この時点での勝長の政治的立場が確認できる。

(44) 『県史』2、尊経閣文庫所蔵文書八六号。

(45) 同文書八七号。この文書の「打下」の部分を『県史』2は「朽下」と読み、「下」に「木カ」と傍注を付すが、『朝倉氏五代の発給文書』(注28)二五九号に従つた。

(46) 『県史』8、西福寺文書三三四号・善妙寺文書二五号。

(47) 足利義昭は、元亀四年二月十九日付の御内書(宛所欠損)で「義景同名各申聞、馳走此節候、六、七千至志賀表打出候へハ、其日一国平均成事候也」と言っている(『史料』一〇一四、一四三〜一四四頁、牧田茂兵衛氏所蔵文書)。